

流通確認業務サービス問答集

2024年10月3日 作成（ Ver. 1.10 ）

この問答集は、流通確認業務サービスの利用を検討されている軽自動車の所有者となっている事業者様が、本サービスの利用申し込みにあたって生じる疑問点等を解決するための一助となることを目的として作成しました。

本サービスの利用を検討される際には、別途資料「流通確認業務サービスのご案内」、「流通確認業務サービスの業務について(概要)」及び「流通確認業務サービスの申込方法のご案内」をお読みいただいたうえで、この問答集をご利用ください。

一般社団法人 全国軽自動車協会連合会

版数	改定日	改訂履歴
1.00	2024/7/12	・初版作成
1.01	2024/8/2	・項目追加(2-1-7、2-2-6、2-2-13、6-1-5) ・内容変更(3-1-6)
1.10	2024/10/3	・問の追加(8. 要望と今後の予定について) ・項目追加(8-1-1、8-1-2、8-1-3)

目次

● 総論	2
1. 流通確認のシステム化について	3
【システム化のメリット、デメリット】 1-1-1～1-1-3	3
2. 流通確認業務サービスについて	4
【サービス概要】 2-1-1～2-1-7	4
【システムの機能】 2-2-1～2-2-14	5
【システムでの流通確認】 2-3-1～2-3-7	7
3. 費用について	8
【登録所有者の費用】 3-1-1～3-1-16	8
【費用の請求】 3-2-1～3-2-3	11
4. 軽自動車検査情報提供サービスについて	12
【検査情報提供サービスの概要】 4-1-1～4-1-5	12
【検査情報提供サービスの仕様、課金方法】 4-2-1～4-2-7	13
5. 所有者承諾書の用紙について	14
【所有者承諾書の取り扱い】 5-1-1～5-1-3	14
【所有者承諾書の買い戻し】 5-2-1～5-2-2	15
6. 申込等について	15
【申し込み】 6-1-1～6-1-5	15
7. その他について	16
【その他】 7-1-1～7-1-3	16
8. 要望と今後の予定について	17
【要望】 8-1-1～8-1-3	17

● 総論

問0-1 流通確認業務のシステム化が必要な理由は何か。

答0-1

- ① これまで、全軽自協の流通確認のニーズは増えてきていましたが、所有者承諾書の印影確認による現行方式では事務所のマンパワーの問題もあり、ニーズに応えることができませんでした。流通確認業務をシステム化することにより、これまで参加していただけなかった事業者の参加が可能となります。
- ② 令和6年から自動車検査証が電子化され、所有者名が券面に記載されなくなったことから、所有者名の確認方法の見直しが必要となりました。
- ③ 令和3年に行われた押印の見直し以降、押印が廃止された後も、特定の申請においては押印を求めることの問題が指摘されていました。
- ④ 所有者承諾書の提出は法令に基づくものでないことから、提出を求めない流通確認方法への見直しが必要でした。

問0-2 使用者が所有権解除の申請を行うまでシステム利用料金がかかる理由は何か。

答0-2 流通確認業務サービス利用者の所有権を保護するため、システムに登録された車両は、検査証上の所有者が本サービス利用者となっている間は、全軽自協窓口でシステムの承諾情報を確認し続けます。所有権解除等の承諾情報がない場合には、申請者に対して所有者連絡依頼書を発行する業務が継続するため、システム利用料金がかかります。

また、所有権解除の承諾情報が登録された後もシステムにおいて情報を保持したうえで、所有権解除の申請がされるまで承諾情報の確認のために待機し続けますので、同様にシステム利用料金がかかります。ローン完済等により所有者が替わったときは、所有権解除の承諾情報を登録したうえで、道路運送車両法の規定に基づいて検査証の記載を変更するよう使用者に依頼してください。また、企業間の売買においても、所有権が移転した際は変更記録の手続きをしてください。

問0-3 新規参入事業者と既存事業者で利用料金に差がある理由は何か。

答0-3 流通確認業務サービスの提供に当たっては、ディーラー、信販会社及びその他事業者等の間に何ら運用上の差異は設けておらず、全国一律の料金体系となっています。

本サービスの設計に当たっては、現行の「所有者承諾書」の利用で培ったノウハウを基にしていることから、本サービス開始時においては、当該制度に参画されていた「印鑑登録業者」においては、新規に参画される事業者よりも低廉な料金でサービス

が利用できるようにしています。

問0-4 下取りした車両を中古車販売店に売り渡す場合、所有者承諾書があれば買い取ってもらえたが、今後、所有権解除が可能な車両かどうか確認する方法はあるのか。所有者変更承諾通知書では改ざんされてしまうおそれがあり、使い物にならないのではないか。

答0-4 買取をしようとする事業者が、検査証の所有者から所有権解除が可能な車両であることの確認を得ることが困難な場合に、使用者が買取業者に対し、所有者から受け取った「所有者変更承諾通知書(PDFファイル)及び同通知書を発行した際のメール」を転送する等の活用方法を想定しています。(下記参照)

なお、下取り等を行った他社の所有権留保車両については、なるべく早く検査証を自社名義へ変更してください。

[運用例]

<所有権解除の承諾情報を登録した事業者(所有者)>

- ・使用者に電子メールで所有者変更承諾通知書(PDFファイル)を送信する。
- ・送信メールには、所有者変更手続きの依頼、所有者の連絡先及び担当者名を記載するとともに、「所有者を変更しないまま車両を売買する場合は買取業者からこのメールの転送を依頼されることがある」、といった内容を付記する。

<買取をした事業者>

- ・検査証に記載された所有者が、本サービスの利用者であるかどうかを、全軽自協事務所に問い合わせ確認する。
- ・(利用者であった場合)使用者に、所有者から受け取った「所有者変更承諾通知書と同通知書が送信された時の電子メール」の転送を依頼し、所有者の所有権解除の承諾状況を確認する。

1. 流通確認のシステム化について

【システム化のメリット、デメリット】

問1-1-1 登録所有者にとってのシステム化のメリットは何か。

答1-1-1 メリットは以下のとおりです。

- 所有者承諾書の記入・押印の作業が不要、使用者への送付等業務の負担軽減
- 所有権留保車両に対する申請手続きの承諾意志(所有権解除等)をリアルタイムに全軽窓口に伝達可能
- 所有者承諾書の在庫管理業務が不要
- 所有権留保車両に対する申請手続き結果(所有権解除含む。)が情報提供サービス

スにより入手可能

- 流通確認の対象所有者の範囲拡大による流通の安全性の増大(業界として)
- 流通確認の維持・継続(電子車検証には券面に所有者名の表記無し)

問1-1-2 登録所有者にとってのシステム化のデメリットは何か。

答1-1-2 デメリットと考えられるものは以下のとおりです。

- インターネットに接続できる PC が必要。
- 所有権解除までの所有権留保期間や、その間の申請回数によっては、所有者承諾書による費用より負担額が大きくなる場合があります。
- 所有権留保期間は料金が発生するため、債務が完済された際等には、早期に検査証の所有者変更手続きを使用者に依頼することが必要です。

問1-1-3 運用開始後システム操作等で問題が生じた場合、システム改修するのか。

答1-1-3 改修の必要が生じた場合は、全軽自協にて対応します。

2. 流通確認業務サービスについて

【サービス概要】

問2-1-1 システムの稼働時間は 24 時間か。

答2-1-1 システムの稼働時間は年末年始(12月29日～1月3日)を除く8時～22時までとなります。

問2-1-2 登録所有者が流通確認業務サービスを利用する際に必要なものは何か。

答2-1-2 登録所有者は、インターネットに接続可能な Windows の PC があれば利用可能です。ブラウザは Edge のみの対応となります。(サービスの推奨環境を満たすもの。)

問2-1-3 システムへの接続は専用回線か。

答2-1-3 本システムはインターネット回線での接続となります。専用回線は不要です。

問2-1-4 インターネット回線での接続でセキュリティは問題ないか。

答2-1-4 全軽自協から配付するクライアント証明書を PC にインストールしなければ、アクセスができないシステムとすることによって、セキュリティを担保できます。

また、登録所有者自身でシステムの ID とパスワードを決定し、アカウントを作成することが可能なため、システムへのアクセス制御が可能です。

問2-1-5 登録所有者が通信障害等によりシステムに接続できない場合、全軽自協事務所が承諾情報の登録等を代理する機能があるか。

答2-1-5 全軽自協事務所には承諾情報を登録する機能はありませんが、登録所有者が通信障害等によりシステムに接続できないときは、全軽自協職員が登録所有者に確認のうえ対応します。

問2-1-6 システム障害が起きた場合の備えはあるのか。

答2-1-6 障害時に備えて、バックアップデータを保持します。

問2-1-7 登録所有者が発行するアカウント数に制限はあるか。(2024/8/2 追加)

答2-1-7 制限はありません。

【システムの機能】

問2-2-1 登録所有者が閲覧できるのは自社の車両のみか。

答2-2-1 登録所有者自身が所有者となっている車両のみ閲覧可能で、主な項目は検査情報(検査証の情報)の使用者・所有者の情報となります。

問2-2-2 所有権留保車両の検査情報の取得・更新については、リアルタイムで反映されるのか。

答2-2-2 検査情報に変更があった場合、変更当日の夜に情報取得のバッチ処理が入り、翌日のシステム利用開始時間までに反映されます。

なお、登録所有者がシステムに登録している留保車両の承諾情報の更新を行う場合は、リアルタイムで反映されます。

問2-2-3 システム内の車両情報が変更された場合、登録所有者にメールで当該情報を通知することが可能か。

答2-2-3 車両情報の変更内容は全てシステム内で確認する仕様となります。メールで通知し、外部で内容を確認する機能はありません。

なお、変更の発生有無は、システムの通知管理機能(掲示板のような箇所)により、通知されます。

問2-2-4 登録所有者は所有権留保車の承諾情報をどのように登録するのか。

答2-2-4 以下の登録・更新方法があります。

- 所有権留保車両の自動登録時・・・デフォルト(標準)設定による自動登録
- 承諾情報の手動更新時・・・①個別の更新、②CSV アップロードでの一括更新

問2-2-5 承諾情報のデフォルト設定について、推奨するパターンはどのようなものか。

答2-2-5 信販会社等によっては、所有権留保中の状態のままであれば、所有権解除や使用者変更以外の申請については認めても構わないという考えもあると思われます。

流通確認業務サービスでは、申請日翌日にシステムで最新の車両情報に更新され、申請内容が確認できるため、管理しなければならない申請(所有権解除や使用者変更等)以外の申請については、事前の連絡は不要と考える登録所有者は、その対象の申請手続きの種類を承諾するデフォルト設定としておく方法もあります。各登録所有者の判断で活用してください。

問2-2-6 承諾情報のデフォルト設定は途中で変更できるのか。(2024/8/2 追加)

答2-2-6 デフォルト設定を途中で変更することは可能です。ただし、その後に新規で情報提供された車両から新しいデフォルト設定が適用されるため、それ以前に登録されていた車両は自動で新しいデフォルト設定に変更されません。全ての車両を新しいデフォルト設定に変更するためには、CSV アップロードを利用する等、手動で承諾情報の変更を行う必要があります。

問2-2-7 所有権解除の承諾情報はいつデフォルト設定に戻るのか。

答2-2-7 所有権解除の承諾情報は、デフォルト設定に戻らない仕組みになっています。

問2-2-8 所有権解除以外の承諾情報が2か月でデフォルト設定に戻るのは早すぎではないか。

答2-2-8 デフォルト設定ではない、特定の申請手続きの承諾情報がいつまでも登録されていると、同じ種類の申請であれば、登録所有者が申請内容を把握していなくても、何度でも申請を受け付けられる状態になってしまい、不正な流通が発生する恐れもあるため、期限を設けています。登録所有者は使用者に対し、2か月以内に申請に行くよう説明してください。

問2-2-9 承諾情報の登録機能における、「所有者氏名変更」と「所有者住所変更」の承諾フラグ(承諾情報)はどのような時に使うのか。

答2-2-9 登録所有者の名称・住所が変わった時などを想定しています。例えば、会社名が変更となった場合ですが、検査証の所有者欄の社名や所在地を変更する申請においては、検査証の所有者と申請書に記載されている新所有者の関連性を、窓口では確認することができません。そのため、「所有者氏名変更」の承諾フラグの変更指定欄に新しい社名を入力しておくことで、窓口では、その社名への変更申請のみ受付することができます。例のような手続きが想定される車両が複数あった場合は、CSVアップ

ロードによる一括更新が可能となります。(ただし、デフォルト設定とは異なるため、2か月の期限が設けられます。)

問2-2-10 所使不同一車両だけでなく、所使同一車両の流通確認は可能か。

答2-2-10 検査証の所有者と使用者が同一の車両(所使同一車両)も流通確認対象とすることができます。申込の際に、提供を受ける検査情報の範囲として選択します。社用車の管理もしたい場合は、「所有者となっている車両全て(所使同一)」での申込となります。(システムの仕様上、この選択は、車両ごとではなく登録所有者ごととなります。)

問2-2-11 登録所有者があらかじめ完済予定日をシステムに登録することで、該当日に自動的に所有権解除の承諾情報を登録することは可能か。

答2-2-11 仮に登録所有者が完済予定日を入力したとしても、使用者の支払滞納によりローン期間が後ろにずれることも考えられるため、このような機能は設定していません。

問2-2-12 所有者変更承諾通知書は、所有権解除の承諾情報を登録した(承諾フラグを立てた)際のみ出力可能となっているが、その他の変更の場合は出力できないのか。

答2-2-12 「所有権解除」の承諾フラグを立てたときのみ出力可能としているのは、現在の所有者承諾書が、買取業者やオークション会場等において、所有者の「所有権解除の意志」の証拠として扱われている面もあり、その代替の書面(PDFデータ)を作成できる機能として用意したためです。

問2-2-13 所有者変更承諾通知書は、何度でも出力が可能か。(2024/8/2 追加)

答2-2-13 「所有権解除」の承諾フラグが立っていれば、何度でも出力が可能です。なお、所有者変更承諾通知書はPDFで出力されますので、PDFを保存しておくことも可能です。

問2-2-14 特定の車両のみを任意でシステムから削除することは可能か。

答2-2-14 システムは、検査証の所有者欄に登録所有者である検査情報を抽出し登録・更新する仕様のため、検査証の所有者欄に登録所有者が記載されている限り、システムから削除することはできません。

【システムでの流通確認】

問2-3-1 窓口での登録所有者の承諾情報の確認は、画面上だけで行うのか。

答2-3-1 画面表示のみの確認となり、書面での確認作業は発生しません。なお、窓口では使用者の情報は閲覧できません。

問2-3-2 中古新規時の流通確認は、どのようにして行うのか。

答2-3-2 返納証明書のQRコードを読み取ることによって確認します。

問2-3-3 検査証の QR コード部分に汚れやキズがあり読み込みができない場合、どのように読み取りを行うのか。

答2-3-3 QRコードが読み取れない場合は、車台番号をシステムに手入力することによって確認します。

問2-3-4 登録されている承諾情報と異なる申請を提出した場合はどうなるか。(例：「住所変更」の承諾情報が登録されているが、申請が「車両番号変更」であった場合。)

答2-3-4 登録されている承諾情報とは異なる申請が来た場合には、申請手続きに対する承諾情報が確認できないため、「連絡依頼書」を申請者にお渡しし、使用者から登録所有者に連絡をするように依頼します。

問2-3-5 「所有権解除」の承諾情報が登録されている状態で、「所有権解除」以外の申請を行った場合は、どうなるか。

答2-3-5 「所有権解除」の承諾情報が登録されていれば、全ての申請を「承諾している」ものとして判断します。

問2-3-6 使用者や申請者から「車両に対する申請の受付可否」について、問い合わせがあった場合は、全軽は対応するのか。

答2-3-6 全軽自協では回答しません。所有権留保車両の情報は登録所有者の情報として扱い、全軽自協からの開示はせず、使用者から所有者への連絡を依頼します。

問2-3-7 緊急受付した場合の登録所有者への通知方法は何か。

答2-3-7 システム画面に表示及びシステムに登録してあるメールの送信で通知します。

3. 費用について

【登録所有者の費用】

問3-1-1 運用開始後に、システム利用料金の見直しを行うことはあるか。

答3-1-1 システムの利用数が当初の想定から大幅に変わるなど、料金の見直しが必要な状況となった場合には、利用料金を見直すことがあり得ます。

問3-1-2 登録所有者に発生するイニシャルコストは何か。

答3-1-2 イニシャルコストについては、以下のものが考えられます。(税込)

- 所有権留保車両の登録費用(情報提供料、1件につき 13.92 円)
- システム機器(パソコン等)費用(新たに購入する場合)
- 申込手数料(5,500 円、初回のみ)

問3-1-3 登録所有者に発生するランニングコストは何か。

答3-1-3 ランニングコストについては、以下となります。(税込)

- システム利用料(月額)
毎月 1 日から末日の間でシステムに登録している合計台数が最大となる日の台数に基づいて、以下のいずれか
 - ・50 台未満の場合(基本料金) 550 円(*440 円)
 - ・50 台以上の場合 11 円(*8.8 円)×台数
- 流通確認料(窓口にて流通確認を実施した料金) 1件につき 220 円
- 情報提供料 1件につき 13.92 円

注:(*)書きは、旧制度における印鑑登録事業者に適用する料金です。

問3-1-4 システムに車両を手動で登録する場合、情報提供料は発生するか。

答3-1-4 手動で車両情報をシステムに登録(仮登録)する場合には、検査情報提供サービスに照会をかけて車台番号が同一の車両が存在した場合に限り、その分の情報提供料(1件につき 13.92 円)が発生します。

なお、仮登録の車両であっても、流通確認の対象として扱うため、通常システム利用料等も発生します。

問3-1-5 利用料金表にある「登録所有者の事由によりシステムのデータベース等に作業が発生する場合、実費相当額を請求」とは具体的にどういう場合を想定するものか。

答3-1-5 申込時や判別条件表を変更した際に、システム内の車両情報を整理する必要が発生した場合に、別途ベンダーに作業依頼を行う場合を想定しています。

(例:判別条件表から旧社名を削除することとなり、既にシステムにある旧社名の車両を削除する等)

問3-1-6 上記(問3-2～問3-5)の他に発生するコストはあるか。(2024/8/2 変更)

答3-1-6 基本的には他に発生するコストはありません。

例として、以下の作業等については、コストは発生しません。

- 承諾情報(承諾フラグ)の更新
- システム内の情報の閲覧・訂正
- システムからの CSV 等のダウンロード、アップロード

問3-1-7 例えば、流通確認時に別途所有者に確認する事項が発生し、申請者が一度窓口を離れたあと、同日中に再度窓口を訪れ申請した場合、2回分が課金されるのか。

答3-1-7 流通確認料については、同一日・同一窓口にて同一車両であれば、何度流通確認を行っても1回分の課金となります。(システム化により申請者がその場で所有者に電話で連絡することで、登録所有者がリアルタイムで承諾情報(承諾フラグ)を更新できるため、当日中に再度申請できる可能性が高くなると考えています。)

情報提供料については、申請が1回であれば、原則1件の課金となります。

問3-1-8 午前中に「住所変更」して、午後に同一車両で「所有権解除」を行った場合、2回分が課金されるのか。

答3-1-8 流通確認料は、同一日・同一窓口にて同一車両の流通確認を行った場合は、何度流通確認を行っても1回分の課金となります。

情報提供料は、申請手続きに基づいて検査情報が提供される仕組みのため、2回分の課金となります。

問3-1-9 例えば、流通確認時に別途所有者に確認する事項が発生し、翌日窓口を訪れ申請した場合、流通確認料は2回分が課金されるのか。

答3-1-9 同日でなければ2回分が課金されます。

問3-1-10 2番窓口での書類整備確認後、5番窓口で不備が発覚し、翌日、再度申請が行われた場合、流通確認料は2回分が課金されるのか。

答3-1-10 同日でなければ2回分が課金されます。

問3-1-11 何らかの理由で窓口が誤って流通確認作業をした場合でも課金されるのか。

答3-1-11 システムから流通確認履歴を削除できるようになっており、取り消し処理を行うため課金されません。

問3-1-12 所有権留保中の車両を一時使用中止した場合は、課金対象となるか。

答3-1-12 一時使用中止状態の場合も、所有権留保中(検査証に記録された所有者が登録所有者である場合)は流通確認の管理対象であり続けるため、システム利用料が

かかります。管理が不要な場合は、所有者の名義を登録所有者以外の名義にする申請手続きを行ってください。

問3-1-13 登録所有者が所有権解除の承諾情報を登録していても、申請者が所有権解除手続きを行わなければ、システム利用料はかかり続けるのか。

答3-1-13 所有権解除の承諾情報が登録された後も、システムにおいて情報を保持し、申請者が手続きを行う(検査証に記録された所有者を変更する)までは、承諾情報の確認のために待機し続けますので、システム利用料がかかります。

そのため、登録所有者は申請者に対し、速やかに所有権解除の申請手続きをするように促す必要があります。(関連質問 問8-1)

問3-1-14 車両を所有権留保したまま、滅失解体の申請を行った場合、課金対象となるか。

答3-1-14 申請により、滅失解体となった車両については、車両が流通することがないと判断し、流通確認の対象外となります。よって、システム利用料の課金対象からも外れます。

問3-1-15 車検証の再交付についても、情報提供料の課金対象となるか。

答3-1-15 検査情報提供サービスの提供条件として、所有者や使用者、車両番号等の変更が発生しない申請は、情報提供を受けなくなっています。車検証の再交付申請は情報提供を受けないため、課金対象となりません。(提供されない申請の種類は、流通確認業務サービスに係る個別規程の第7条第1項第2号参照。)

問3-1-16 緊急受付した車両も、課金対象となるか。

答3-1-16 緊急受付した車両も、流通確認を行った結果の受付なので、通常の受付と同様に流通確認料(1件につき220円)と情報提供料(1件につき13.92円)が課金されます。緊急受付として、追加の課金はありません。

【費用の請求】

問3-2-1 月額費用の定義は何か。

答3-2-1 月締めで請求する金額を「月額費用」と表現しています。

問3-2-2 システムに登録している台数が50台に満たなかった登録所有者(月額550円の場合)が、ある月に50台以上になったときには、自動でシステム利用料は11円/件に切り替わるのか。

答3-2-2 自動で切り替わります。台数の判断基準は、月内の登録している合計台数が最

大となる日の台数に基づきます。

少なくなった場合であっても同様に、月内の登録している合計台数が最大となる日の台数に基づきます。

問3-2-3 請求額をシステムにてどのように確認するのか。

答3-2-3 毎月の請求は、月末に当月分を集計し、翌月 5 日までに請求書が発行されます。請求書は、システムからダウンロードにより取得していただき、請求書には、請求内容(料金名)の内訳が日付ごとに記載されています。

また、情報提供料については、提供される情報の種類(統計/初期、ジャーナル、複数件検索)別に記載します。請求件数の内容は、統計機能や検査情報提供サービスログで確認できるようになっています。

4. 軽自動車検査情報提供サービスについて

【検査情報提供サービスの概要】

問4-1-1 流通確認業務サービスで利用する「軽自動車検査情報提供サービス(以下「検査情報提供サービス」という。)」とは何か。

答4-1-1 軽自動車検査協会(以下「軽検協」という。)の定める「軽自動車検査情報提供業務取扱規程」(平成 20 年 3 月 28 日協会規程第 3 号)及び「軽自動車検査情報提供業務取扱規程の解釈及び運用に関する達」(平成 20 年 3 月 28 日理事長達第 4 号)に基づき、軽検協から提供を受けた軽自動車検査情報を元に、承認情報提供機関として全軽自協が検査情報を請求する利用者に対し、情報を提供するサービスです。これにより、軽自動車の検査証に記載されている情報等(検査情報)を請求する登録所有者(利用者)に対し、該当する情報を電子的に提供することが可能です。

問4-1-2 検査情報提供サービスの利用申込の方法が知りたい。

答4-1-2 全軽自協が、流通確認業務サービスの登録所有者を代表して軽検協に申し込みます。

なお、申込においては、登録所有者が用意しなければならない書類もあり、申込書類一式に含めて提出するようになっています。提出先は登録所有者を管轄する事務所となっており、本部が全国分を取りまとめたうえで、軽検協に提出します。

問4-1-3 申込書類のうち、軽検協に提出される書類はどれか。

答4-1-3 全軽自協に提出する申込書類のうち、全軽自協が代表して申し込む検査情報提供サービスの提出書類として、軽検協に提出する書類は以下となります。

1. 軽自動車検査情報の提供に関する委託同意書(兼欠格条項届出書)
2. 所有者(登録所有者)情報
3. 履歴事項全部証明書等の公的証明書
4. 会社登記履歴図
5. 所有者判別条件表 ※所有者を特定するための情報

問4-1-4 検査情報提供サービス(軽自動車検査情報に変更があった場合の通知)は要らないので利用料金を安くできないか。

答4-1-4 流通確認業務サービスでは、窓口での流通確認の際に、検査証の QR コードを読み取り、システムの情報と照合します。システムに登録している情報が正確でなければ、申請を承諾していない所有権留保車両の特定も不確かなものとなります。誤った対応とならないように、検査情報提供サービスを利用し、システムにある車両情報を正確なものにする必要があります。

問4-1-5 システムのサーバーには、全車両の検査情報を保有するのか。

答4-1-5 本システムのサーバーには、登録所有者の所有権留保車両(流通確認業務の対象車両)のみが登録されます。流通確認業務サービスを利用しない所有者の車両の検査情報は保有しません。

【検査情報提供サービスの仕様、課金方法】

問4-2-1 所有権留保車両の車両情報に変更があった場合、明確にわかるのか。

答4-2-1 申請の翌日にシステム内で変更情報を確認できます。所有者が持っている情報と照合することにより、変更箇所の確認が可能です。また、提供があった検査情報の履歴もシステム内で確認が可能です。

問4-2-2 所有権解除を行った場合においても、情報が提供されるのか。

答4-2-2 当該車両の所有者でなくなったことのみ情報提供されます。所有権解除により所有者でなくなった場合、変更後の使用者・所有者情報は含まれません。

問4-2-3 緊急受付が行われた場合、登録所有者はどのような対応が必要か。

答4-2-3 緊急受付が行われたことは、登録所有者にシステムの通知機能及びメールにて、すぐに通知されます。

通知の内容としては、通知された車両について「承諾情報が登録されていない申請手続きが実行された」ことのみです。申請日の翌日には、申請された検査情報によりシステムの情報が更新されているため、手続きの内容が確認できます。

使用者への連絡等といったその後の運用については、各所有者で判断してください

い。

問4-2-4 新車新規時のデータ登録も課金対象となるのか。

答4-2-4 所有権留保車両であれば、新車新規時においても、検査情報提供サービスを利用してシステムに検査情報を登録するため、情報提供料(1件につき 13.92 円)が発生します。

問4-2-5 所有権解除後は一切利用料を払わなくて良いのか。

答4-2-5 システムの「所有権解除」フラグを立てただけでは、システム利用料は毎月課金されます。

所有権解除の申請が行われ、検査証に記録された所有者でなくなったことにより、所有権留保車両ではなくなり、流通確認対象外となることから、翌月以降は、その車両に対しての料金は発生しません。

問4-2-6 仮に、一旦申請したものの取り下げが必要となり、復元を実施した後、同日再申請した場合には情報提供料は2回分必要か。

答4-2-6 情報提供料(1件につき 13.92 円)は、軽検協で申請処理を実施し検査情報が提供される件数分発生しますので、この場合は2件分が発生します。

問4-2-7 現在、検査情報提供サービスを利用している事業者(登録所有者)が流通確認業務サービスへ加入した場合の情報提供料はどのようになるのか。

答4-2-7 既に事業者自身で検査情報提供サービスに申込をしている情報提供と、流通確認業務サービスによる情報提供は、異なる契約(別のサービス)によるものとなるため、それぞれ料金が発生します。

5. 所有者承諾書の用紙について

【所有者承諾書の取り扱い】

問5-1-1 所有者承諾書は今後も残るのか。

答5-1-1 システム化以降については所有者承諾書による流通確認は一切行いません。

問5-1-2 所有者承諾書はいつまで使用できるのか。

答5-1-2 令和7年6月30日まで使用可能です。令和7年7月1日以降は、流通確認業務サービスへ移行するため、所有者承諾書は使用できません。

問5-1-3 令和7年6月30日までに所有者承諾書を発行したものの、令和7年7月1日以降も申請手続きがされていない場合、システムに車両は登録されるのか。また、承諾情報を登録する必要があるか。

答5-1-3 令和7年7月1日以降は流通確認業務サービスに移行し、所有者承諾書による流通確認は行いません。

システムには6月30日時点の所有権留保車両の情報が自動で登録されるため、所有権解除の申請手続きがされていない場合は、その車両も登録されます。

なお、車両ごとの承諾情報は、デフォルト設定の承諾情報が登録されるため、承諾書発行済みの車両については、「所有権解除」の承諾情報に変更する必要があります。

【所有者承諾書の買い戻し】

問5-2-1 ディーラー等で保管している所有者承諾書用紙(未発行)はどうなるのか。

答5-2-1 令和7年7月1日以降は使用不可となるので、それまでに使用していただくか、販売した事務所が販売時の価格で買い取ることとなります。

問5-2-2 流通確認業務サービス開始後に全軽窓口に所有者承諾書が提出された場合の対応はどうするのか。

答5-2-2 本サービス開始後は、所有者承諾書による流通確認は行わず、全てシステムによる流通確認を行い、システム利用にかかる各種料金が発生します。

なお、所有者承諾書による役務提供を行わないことから、提出された所有者承諾書は回収し、後日、販売価格による返金対応を行います。

6. 申込等について

【申し込み】

問6-1-1 自県内流通確認を行っている事業者はどうなるか。

問6-1-1 流通確認業務サービス開始後については、全国版と自県内流通の区別がなくなくなるため、流通確認を継続したいということであれば、本サービスを利用していただくこととなります。

問6-1-2 所有者判別条件表の作成依頼を申込の前に行うのはなぜか。

答6-1-2 検査情報提供サービスは、所有者判別条件表に記載のある条件によって提供されるが、軽自動車の届出書類が手書き等であることから、誤読による表記ゆれが発生することが多く、その内容も含めた条件を、条件表に記載することは難しいため、あ

らかじめ全軽自協にて標準的な条件を作成するため作成依頼をしていただきます。

なお、標準的な条件の他にも検査証の表記が考えられる際には、所有者が作成された所有者判別条件表に追加していただきます。これにより、抽出の精度が上がり、抽出条件の変更申込の可能性が下がると考えています。

問6-1-3 現在はA社として事業をしているが、廃業したB社からの事業譲渡を受けている場合の会社登録履歴図の書き方はどのようになるか。また、履歴事項全部証明書はA社しか記載されていないが問題ないか。

答6-1-3 A社が、B社名義の検査情報を取得するには、履歴事項全部証明書、閉鎖事項全部証明書等の公的証明書類で、B社がA社に事業譲渡したことが確認出来ることを前提として、会社登録履歴図に2社を記載し、B社がA社に事業譲渡したことが分かるように記載してください。会社登録履歴図の様式には、記載見本もありますので、参考にしてください。

問6-1-4 合併等で所有者情報に変更があった場合、どうするか。

答6-1-4 登録所有者が流通確認業務サービスの申込時に全軽自協に提出している情報に変更があった場合は、申込時と同様、管轄事務所に変更申込を行ってください。

なお、変更手続き完了までは、一定時間を要しますので、ご注意ください。変更された情報は、手続き完了後にシステムに反映されます。

問6-1-5 流通確認業務サービス利用における概算費用の算出のために、申込前にシステムに登録される車両台数を教えてもらえないか。(2024/8/2 追加)

答6-1-5 全軽自協に判別条件表の作成依頼を行うことで、全軽自協はその依頼内容に基づき、申込者が検査証上の所有者となっている車両台数(所使同一を含む)を算出し、標準条件の返信時に概算をお知らせします。なお、これには、返納された車両は含まれません。

7. その他について

【その他】

問7-1-1 流通確認業務サービス開始後、返納確認書の押印は不要となるか。

答7-1-1 本サービス開始以降も、返納確認書の運用は継続しますが、印影確認による流通確認は行わないため、押印不要となります。窓口では、検査証返納及び中古新規の際に、システムで流通確認を行います。

問7-1-2 流通確認業務サービス開始後、申請依頼書の押印は不要となるか。

答7-1-2 本サービス開始以降は、印鑑照合による流通確認を行わないため、申請依頼書の押印の確認は行いません。

なお、申請依頼書が窓口で提出された場合は、申請書類の一部として取り扱います。

問7-1-3 割賦販売が終了し、所有権解除が可能な状態であるにもかかわらず、あえて検査証の記載を変更しない行為は、法令違反となるか。

答7-1-3 検査証の記録事項に変更があったときは、変更のあった日から15日以内に変更記録を受けなければならないことが、道路運送車両法に規定されています。

所有者が変更した事実が生じたときは、当該規定によることとなります。

8. 要望と今後の予定について

【要望】

**問8-1-1 すごく古い所有権留保車両の中には、行方不明の利用者もいるため、システムに登録する際には、任意で車両ごとにシステム登録の可否を判断したい。
(2024/10/3 追加)**

答8-1-1 所有権留保車両は、判別条件表に合致すれば、すべてシステムに登録するシステム設計となっています。本サービス開始時点では、「使用者が行方不明の車両」だとしても、所有権留保車両となっているためシステムから削除等はできない仕組みとなっています。

しかしながら、ご質問の要因となっている実情を踏まえ、一定の年限を区切って対象から外す等、登録所有者からの要望に極力沿ったシステム改修を行うための検討を開始しています。システム改修概要や実装時期などは決まり次第お知らせします。

問8-1-2 判別条件表において、所有権留保車両に合致はするが、ローンの返済が完了しており、管理する必要がない車両を個別にシステムから削除することを可能としてほしい。(2024/10/3 追加)

答8-1-2 所有権留保車両は、判別条件表に合致すれば、すべてシステムに登録するシステム設計となっています。また、個別にシステムに登録された車両を削除する機能もないため、本サービス開始時点では対応はできません。

しかしながら、ご質問の要因となっている実情を踏まえ、一定の年限を区切って対象から外す等、登録所有者からの要望に極力沿ったシステム改修を行うための検討を開始しています。システム改修概要や実装時期などは決まり次第お知らせします。

問8-1-3 ローンの返済が完了し、所有権解除ができるにもかかわらず、使用者が所

有権解除の手続きを行わない場合に、一定の年限を区切って管理対象から外すことを検討願いたい。(2024/10/3 追加)

答8-1-3 質問の車両については、所有者変更の手続きを行うことが本来の姿であり、当システムは、この考えのもとにシステム設計が完了しているため、サービス開始時点での対応は困難な状況となっています。

しかしながら、ご質問の要因となっている実情を踏まえ、一定の年限を区切って対象から外す等、登録所有者からの要望に極力沿ったシステム改修を行うための検討を開始しています。システム改修概要や実装時期などは決まり次第お知らせします。